

独立行政法人奄美群島振興開発基金  
平成21年度業務実績評価調書

平成22年8月

国土交通省独立行政法人評価委員会

## 業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項 目	評定結果 (前回)	評定理由	意見
第二期中期計画	平成21年度計画		
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置	1. 業務運営の効率化に関する年度計画		
<p>(1) 業務運営体制の効率化</p> <p>① 中期目標期間中に1名以上の定員削減を行う。また、審査部門と期中債権管理部門の一元化により事業者の起業段階からその後の経営安定までの支援体制を強化するとともに、長期延滞債権等特別に管理を行うことが必要な債権の集中管理の徹底を図り、効率的かつ効果的な業務運営体制に向けて、組織体制・人員配置の見直しを行う。</p> <p style="text-align: center;">審査の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会の活用を図る。</p> <p>② 審査情報のデータベース化、集約化の推進等により審査事務の効率化・高度化を図る。</p>	<p>(1) 業務運営体制の効率化</p> <p>① 効率的な業務運営体制に向け、以下の内容を含む組織体制・人員配置の見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務課において、地区別担当制を導入し、担当職員の審査から期中管理まで全般的に担当する中で、資金需要の動向把握、相談の機会を増加等を通じ、地域密着の度合いを高め、地域金融機関と効果的な業務運営を行う。</li> <li>・業務課・管理課の債権管理業務において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー、債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会を定期的な協議を行う。</li> <li>・保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うための「事業者再生支援委員会」を活用し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援する。</li> <li>・役員会で組織体制・人員配置・定員の見直しについて定期的な協議を行う。</li> </ul> <p>② 審査の厳格化を図るため、理事長以下を構成員とする審査委員会において、保証及び融資に係る全申込案件を審査する。</p> <p>③ 審査業務のコスト縮減を図る観点から、保証人及び担保提供者等顧客情報のデータベース化を行い、債務者情報を含めた審査情報の一</p>	<p style="text-align: center;">A (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 効率的な業務運営に資するため、業務課において地区別担当制を導入し担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当することで、地域密着の度合いの向上に努めている。</li> <li>● 業務課・管理課において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会を定期的な協議を行っている。</li> <li>● 平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、32事業者に対して経営維持・安定、事業再生を積極的に支援している。 (32事業者中5事業者がランクアップ)</li> <li>● 効率的な業務の実施を図るため、組織体制・人員配置について役員会で協議を行い、人事異動等への反映を行うとともに、定員の見直しについての検討を行っている。</li> <li>● 審査の厳格化を図るため、全案件を審査委員会で審議している。 ○ 審議案件(21年4月～22年3月) 保証： 76件 融資： 91件 計： 167件</li> <li>● 審査事務の効率的な運営を図るため、評価・点検チームにおいて保証人及び担保提供者等顧客情報の更なるデータベース化を行うため、費用、データ入力等に係る事務量、プログラムの変更内容等について検討を行っているが、課題等も多く</li> </ul>	

③ 金融機関としての質的向上を図るため、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修や資格取得を推進する。

④ 奄美基金内部の評価・点検チームによる自己評価を行い、評価結果を業務運営に反映させる。

元管理を図る。

④ 金融機関としての質的向上を図るため、研修計画を策定し外部の専門機関等の研修プログラム等を活用して年間4名以上の職員研修を行うとともに業務に資する職員の資格取得を推進する。

⑤ 奄美基金内部に設置した横断的な業務の評価・点検チームにて業務運営全般の協議を原則として毎月20日に行う。また、必要に応じて有識者を活用しつつ、自己評価を行う。

事業着手には至らない状況であるため専任の人員確保も含めて、今後も引き続き検討を行うこととしている。

● 職員の資質向上を図るため、年間延べ20名の通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。また、研修結果については資料及びレポート等により各課職員への周知を行っている。

① CRD協会研修  
(平成21年5月28日)  
○ テーマ：CRDモデルを活用した信用リスク管理  
○ 受研者：業務課5名  
(平成22年1月20日)  
○ テーマ：中小企業経営診断システム(MSS)活用講座  
○ 受研者：業務課5名

② きんざい通信講座(平成21年7月～)  
【3ヶ月コース】  
○ テーマ：信用リスク管理と融資戦略講座、中小企業経営改善プログラム講座、債権管理・回収実践対策講座、3級FP技能士・学科+実技受験対策講座(個人)、事業承継入門講座  
○ 受研者：業務課2名、管理課1名、出先事務所2名  
【4ヶ月コース】  
○ テーマ：不動産知識講座、事業再生講座、民法・会社法基礎講座  
○ 受研者：業務課1名、管理課2名

③ 社団法人全国財政事情研究会主催 全国縦断セミナー  
(平成21年8月20日、21日)  
○ テーマ：不動産・動産等各種担保に係る法的留意点と最終判例分析、民法(債権法)改正の最新動向、高齢者との金融取引における留意点、相続実務における留意点  
○ 受研者：管理課1名

④ 鹿児島地方法務局管内訴訟事務担当者研修(平成21年10月22日)  
○ テーマ：民事訴訟法入門、法律意見照会制度について  
○ 受研者：管理課1名

● 奄美基金内部に設置した業務の評価・点検チームにより、業務運営体制等の協議を延べ21回行い、その結果、地域金融機関として効果的な業務運営を行うための体制の見直し(※1)、中小企業者等に対する条件変更対応及び相談体制等の整備(※2)、顧客情報のデータベース化の検討(※3)、融資メニューの活用及び融資条件等についての検討(※4)等を行っている。

(※1)  
○ 業務課において、地区別担当制を導入し担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当することで、資金需要の動向把握、相談機会の増加等を通じ、地域密着の度合いを更に高め地域金融機関として効果的な業務運営に努めている。  
(平成21年4月から実施)

(※2)  
○ 「中小企業金融円滑化法」の実施に伴い、他の金融機関における対応の状況等も踏まえた、中小企業者等に対する条件変更対応及び相談体制等の整備を図っている。

(※3)  
○ 審査業務のコスト削減を図る観点から、保証人及び担保提

⑤ 内部統制の確立に向け、コンプライアンス委員会の徹底による業務内容の充実等、財務内実効ある情報運営体制を構築する。

⑥ 調達方式の適正化を図るため、随時見直し、フオロアップを実施する。また、監査人による監査の適正な実施についてチェックを受ける。

⑥ 内部規程の整備・見直しやコンプライアンスの強化等、業務運営体制の改善を図る。また、監査人による監査の適正な実施についてチェックを受ける。

⑦ 調達方式の適正化を図るため、随時見直し、フオロアップを実施する。また、監査人による監査の適正な実施についてチェックを受ける。

供者等顧客情報のデータベース化を行うための検討を行っている。

(※4)  
○基金の事業者のニーズを踏まえた融資メニューの活用及び融資条件等についての検討を行っている。

●実効ある業務実施体制の構築を図るため、コンプライアンス・プログラム委員会（平成21年4月）し、「コンプライアンス委員会」（開催回数5回）で協議を行うとともに、役員会への報告等を通じコンプライアンスの徹底に努めている。また、内部検査規程に基づき、出先事務所等に対する内部検査（21年9月及び22年1月）を実施している。

●監事による「契約に関する事項」、「内部統制に関する事項」等を含む業務運営状況及び役員職務執行状況等に対する監査、会計監査人による財務諸表等に対する監査は適切に行われており、この結果、監事監査報告書及び会計監査人の監査報告書における指摘等は特になされていない。

●随意契約の見直し状況については、以下のとおり取り組んでいる。

○平成21年度における一般競争、指名競争の実績はなく、少額随意契約（「会計法」及び「予算決算及び会計令」に準拠）以外の契約状況については、  
・随意契約（4件（80.0%）、3,689千円（51.6%））  
（20年度：4件（80.0%）、4,154千円（33.1%））

※財務諸表の官報公告など供給を行うことが可能な業者が1の場合等であり、一般競争に付することが困難であるため。（経理規程第18条第1号の規定に基づいて実施。）

・企画競争・公募（1件（20.0%）、3,465千円（48.4%））  
（20年度：1件（20.0%）、8,400千円（66.9%））

※監査契約であり、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人主務大臣が選任することとなっている。

※当基金役員2名（理事、総務企画課長）外部審査委員1名（公認会計士）からなる会計監査人候補者を選定委員会において、スコアリング表により審査を実施する旨の通知を提出している。なお、主務大臣より選任した旨の通知を提出した後、ホームページ上で公募者の審査結果、選考基準を公表している。

となっており、随意契約によることがやむを得ない契約の随時見直し、フオロアップを実施する。また、監査人による監査の適正な実施についてチェックを受ける。

○契約制度については、「経理規程」、「契約事務取扱細則」及び「契約公表基準」において、契約方式、契約事務手続、公表事項等、国の基準に準じたものとなっている。

○これまで企画競争・公募を行った実績はあるが、当基金の事業内容、規模等から総合評価方式に適合した案件がなかったため、要領、マニュアル等は未整備となっている。

た、同様に契約の再委託の例もなはいことから、契約書のひ  
 な型や内部規程の等においの措置も項はとに定めて、契約書のひ  
 なたに備え、整備のようになし、適した案件、契約の生じる場合  
 ○ 当に基金に基づき、及んで競争性を確保する。再委託の例もなはいことから、契約書のひ  
 除争努募競争る。再委託の例もなはいことから、契約書のひ  
 ・ 公告期間は、当該基金のホームページ上で企画書の公募を延長告  
 うることとし、制度改訂の時期は、2週間前を目途に、21年度に  
 を実施する。また、シスは、随時見直しを行う。融・業務システ  
 ○ 「ムを開発し、また、シスは、随時見直しを行う。融・業務システ  
 を予定し、また、シスは、随時見直しを行う。融・業務システ  
 さはな。また、シスは、随時見直しを行う。融・業務システ  
 に移行し、また、シスは、随時見直しを行う。融・業務システ  
 さら注・高額の購入等、対象となる契約がなかつたこと  
 ○ 「独立行政法人11月7日閣議決定）を踏まえ、基金監事1  
 成21年11月22日（税理士、司法書士）からなるな  
 視委、平成22年1月21日第1回契約監視委員会を催  
 おし、平成20年度に締結した競争性のない契約及び一  
 般競争入札等を実施したが、一者応募となつて、調  
 平成21年度末までに契約締結が予定されてい、指  
 のうち競争性のない随意契約について、  
 はななれ、い。公表状況は以下のとおりである。  
 ○ ホ・随意契約見直し計画を踏まえた取組状況：平成21年7  
 月22日  
 ・ 第1回契約監視委員会の議事要旨：平成22年2月8日

項 目		評 定 結 果 (前 回)	評 定 理 由	意 見																																																						
第二期中期計画	平成21年度計画																																																									
<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中期目標期間の最後の事業年度において、第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で15%以上に相当する額を削減する。</p> <p>② 人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進める。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>③ 給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>(2) 一般管理費の削減</p> <p>① 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、以下の措置を講じ、第一期中期目標期間の最終年度(平成20年度)比で3%以上に相当する額を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費について、各課の連携による出張体制の合理化を図るとともに全般的な見直しを行うことにより抑制を図る。</li> <li>・各種経費について、役職員に対し、定期的な周知を行い、コスト意識を徹底させる。</li> </ul> <p>② 人件費(退職手当等を除く。)については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、以下の措置を講じ、平成17年度比で4%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当について、20%削減を維持する。</li> <li>・定期昇給等の見直しを行う。</li> </ul> <p>③ 年度全体の支出計画を基に月毎、四半期毎の支出計画を作成し、支出管理担当者により、計画と実績について毎月、役員会に報告し協議を行う。</p> <p>④ 給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	S (4)	<p>● 一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、効率的な出張を行うための体制の見直し等により、年度計画(対20年度計画)比で3%以上削減)を上回り14.6%の削減となった。なお、人件費(退職手当等を除く。)については、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し等により、年度計画(対17年度比)で4%以上に相当する額を削減)を大幅に上回り17.9%の削減となっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20計画(A)</th> <th>21計画(B)</th> <th>B/A-1 (対20計)</th> <th>21実績(C)</th> <th>C/A-1 (対20計)</th> <th>C/B-1 (対21計)</th> <th>20実績(D) (参考)</th> <th>C/D-1 (対20実)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>40</td> <td>39</td> <td><math>\frac{\Delta 3.0}{(\Delta 1)}</math></td> <td>34</td> <td><math>\frac{\Delta 14.6}{(\Delta 6)}</math></td> <td><math>\frac{\Delta 12.0}{(\Delta 5)}</math></td> <td>38</td> <td><math>\frac{\Delta 14.8}{(\Delta 4)}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)一般管理費総額の状況</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20計画(A)</th> <th>21計画(B)</th> <th>B/A-1 (対20計)</th> <th>21実績(C)</th> <th>C/A-1 (対20計)</th> <th>C/B-1 (対21計)</th> <th>20実績(D) (参考)</th> <th>C/D-1 (対20実)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>249</td> <td>248</td> <td><math>\frac{\Delta 0.5}{(\Delta 1)}</math></td> <td>207</td> <td><math>\frac{\Delta 16.9}{(\Delta 42)}</math></td> <td><math>\frac{\Delta 16.5}{(\Delta 41)}</math></td> <td>225</td> <td><math>\frac{\Delta 4.2}{(\Delta 18)}</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>《総人件費改革の取組状況》</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年度 (17年度)</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費支給額</td> <td>152</td> <td>151</td> <td>140</td> <td>131</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>削減率</td> <td></td> <td><math>\Delta 0.7</math></td> <td><math>\Delta 8.0</math></td> <td><math>\Delta 13.6</math></td> <td><math>\Delta 17.9</math></td> </tr> </tbody> </table> <p>【これまで講じた給与の見直し等】(注) __ が21年度の見直し等</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(役員の俸給月額)</p> <p>理事長: 784千円(15計画)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>775千円(独法前)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>697千円(独法後)※経営改善策 (<math>\Delta 78</math>千円/<math>\Delta 10.1\%</math>)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>694千円(17年12月)※人事院勧告 (<math>\Delta 3</math>千円/<math>\Delta 0.43\%</math>)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>691千円(21年12月)※人事院勧告 (<math>\Delta 3</math>千円/<math>\Delta 0.43\%</math>)</p> <p>理事: 640千円(15計画)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> </div>		20計画(A)	21計画(B)	B/A-1 (対20計)	21実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対21計)	20実績(D) (参考)	C/D-1 (対20実)	一般管理費	40	39	$\frac{\Delta 3.0}{(\Delta 1)}$	34	$\frac{\Delta 14.6}{(\Delta 6)}$	$\frac{\Delta 12.0}{(\Delta 5)}$	38	$\frac{\Delta 14.8}{(\Delta 4)}$		20計画(A)	21計画(B)	B/A-1 (対20計)	21実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対21計)	20実績(D) (参考)	C/D-1 (対20実)	一般管理費	249	248	$\frac{\Delta 0.5}{(\Delta 1)}$	207	$\frac{\Delta 16.9}{(\Delta 42)}$	$\frac{\Delta 16.5}{(\Delta 41)}$	225	$\frac{\Delta 4.2}{(\Delta 18)}$		基準年度 (17年度)	18年度	19年度	20年度	21年度	人件費支給額	152	151	140	131	125	削減率		$\Delta 0.7$	$\Delta 8.0$	$\Delta 13.6$	$\Delta 17.9$	
	20計画(A)	21計画(B)	B/A-1 (対20計)	21実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対21計)	20実績(D) (参考)	C/D-1 (対20実)																																																		
一般管理費	40	39	$\frac{\Delta 3.0}{(\Delta 1)}$	34	$\frac{\Delta 14.6}{(\Delta 6)}$	$\frac{\Delta 12.0}{(\Delta 5)}$	38	$\frac{\Delta 14.8}{(\Delta 4)}$																																																		
	20計画(A)	21計画(B)	B/A-1 (対20計)	21実績(C)	C/A-1 (対20計)	C/B-1 (対21計)	20実績(D) (参考)	C/D-1 (対20実)																																																		
一般管理費	249	248	$\frac{\Delta 0.5}{(\Delta 1)}$	207	$\frac{\Delta 16.9}{(\Delta 42)}$	$\frac{\Delta 16.5}{(\Delta 41)}$	225	$\frac{\Delta 4.2}{(\Delta 18)}$																																																		
	基準年度 (17年度)	18年度	19年度	20年度	21年度																																																					
人件費支給額	152	151	140	131	125																																																					
削減率		$\Delta 0.7$	$\Delta 8.0$	$\Delta 13.6$	$\Delta 17.9$																																																					

633千円(独法前)  
 ↓  
 569千円(独法後)※経営改善策  
 (△64千円/△10.1%)  
 ↓  
 567千円(17年12月)※人事院勧告  
 (△2千円/△0.35%)  
 ↓  
 565千円(21年12月)※人事院勧告  
 (△2千円/△0.35%)

(役員の特地勤務手当)  
 俸給月額×12%(15計画、独法前)→廃止(独法後)  
 ※経営改善策

(役員の特別手当)  
 支給率:3.50月(15計画)→3.30月(独法前)  
 →3.35月(17年度)※人事院勧告(+0.05月)  
 →3.10月(21年度)※人事院勧告(△0.25月)

(職員給与)  
 職員俸給表の改定:平均改定率 △0.32%(17年12月)  
 ※人事院勧告  
 職員俸給表の見直し:平均改定率 △4.8%(18年4月)  
 ※人事院勧告  
 勤務成績に基づく昇給制度の導入  
 (18年4月)※人事院勧告  
 職員俸給表の改定:平均改定率 △0.2%(21年12月)  
 ※人事院勧告  
 定期昇給:全職員見送り(22年1月)※経営改善策

(職員諸手当)  
 扶養手当:配偶者 14,000円(15計画)  
 →13,500円(独法前)  
 →13,000円(17年12月)  
 ※人事院勧告(△500円)  
 :3人目以降の子等 5,000円(改正前)  
 →6,000円(19年4月)  
 ※人事院勧告(配偶者以外の扶養親族  
 である子等と同額、+1,000円)  
 :配偶者以外の扶養親族である子等  
 6,000円(改正前)  
 →6,500円(20年3月)  
 ※人事院勧告(+500円)  
 住居手当:自宅に係る住居手当(新築・購入後5年間、月額  
2,500円)廃止(21年12月)※人事院勧告  
 管理職手当:本俸月額の16%以内(改正前)  
 →定額化(19年4月)※人事院勧告  
 :中期計画期間中の20年度までは20%カット  
 ※経営改善策  
 :中期計画期間中の25年度までは20%カット  
 ※経営改善策  
 地域手当:既受給者の異動に伴う支給措置の廃止  
 (19年4月)※経営改善策

(職員の特別手当)  
 支給率:4.65月(15計画)→4.40月(独法前)  
 →4.45月(17年度)※人事院勧告(+0.05月)  
 →4.15月(21年度)※人事院勧告(△0.30月)

(本部職員の特地勤務手当)  
 俸給月額×12%(15計画、独法前)→俸給月額×9%(17年度)  
 ※経営改善策  
 →俸給月額×6%(18年度)  
 ※経営改善策  
 →俸給月額×3%(19年度)  
 ※経営改善策  
 →廃止(20年度)  
 ※経営改善策

[参考]平成21年度役職員の報酬・給与等公表資料より

【对国家公務員ラスパイレース指数(事務・技術)】

○指数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
指数	113.7	108.5	106.0	101.2	101.4	96.2

○給与水準の適切性の検証

・国からの財政支出について  
 支出予算の総額に占める国からの財政支出割合 8.8%  
 (国からの財政支出額(出資金)300,000千円、支出予算の総額3,399,879千円:平成21年度予算)

(検証結果)

保証業務において、保証基金の造成による基本財産の充実を図るため、国からの出資金を受け入れている。この出資金については、保証規模等を踏まえたものとなっているため実績等に応じ減額となることもある。また、当基金は多額の累積欠損金を抱えている状況にあることから、財務内容の改善を図る一環として一般管理費の抑制等による収支改善に努めている。

・累積欠損額について

累積欠損額 5,038,024千円(平成20年度決算)

(検証結果)

当基金は、奄美群島内の中小零細事業者を対象に債務保証及び融資業務を行っており、累積欠損額は、自己査定結果及び引当基準に基づき適切に引当金を計上したこと等によるものである。この累積欠損額の早期解消が喫緊の課題であることから、審査の厳格化、期中管理の強化、一般管理費の抑制などによる財務内容の改善に努めているところである。これら取り組みを通じて、給与水準についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるなど適切なものとなるよう努めている。

○講ずる措置

(平成22年度に見込まれる对国家公務員指数)

※平成20年4月試算

年齢勘案 97.6、年齢・地域・学歴勘案 103.8

(具体的な改善策)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。さらに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

※以下の措置を講じ、平成22年度において、平成17年度

比△5%（年間1%程度削減）、更に人件費改革を23年度まで継続することにより平成17年度比△6%（同ベース）とする。

- ・管理職手当について、20%削減を維持する。
- ・定期昇給等の見直しを行う。

（給与水準是正の目標水準及び具体的期限）

「平成22年度に見込まれる対国家公務員指数（年齢勘案、年齢・地域・学歴勘案）」を目標とする。

（旅費）

12百万円(15計画)→9百万円(17実績)  
(対15計画△3百万円/△29.0%)  
→7百万円(18実績)  
(対15計画△5百万円/△37.9%)  
→7百万円(19実績)  
(対15計画△5百万円/△38.0%)  
→9百万円(20実績)  
(対15計画△3百万円/△22.2%)  
12百万円(20計画)→8百万円(21実績)  
(対20計画△4百万円/△34.5%)

- 支出管理担当者を総務企画課長と定め、毎月の役員会等に予算執行状況を報告し、協議を行っている。なお、福利厚生費については、法令上必要な経費（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料、児童手当拠出金）以外は支出していない。
- 平成20年度給与水準の適正性について検証を行い、その結果を平成20事業年度業務実績報告書に記載のうえ、国土交通省独立行政法人評価委員会及び財務省独立行政法人評価委員会の評価を受けるとともに、ホームページ上で公表している。  
また、平成21年度給与水準（役員報酬額、ラスパイレス指数等）についても、ホームページ上で公表している（平成22年6月30日）。
- なお、地域の給与の比較については、奄美群島振興開発基金が組織運営を行っていくため中枢機能たる本部は奄美市に存在していることや、業務自体、金融や債権管理という法的な知識が必要など相当高度な知識が必要な面もあることも考慮すべき重要な事項である。

項 目		評 定 結 果	評 定 理 由	意 見
第二期中期計画	平成21年度計画	(前回)		
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画			
<p>(1) 保証業務 奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 審査に厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用を行う。 標準処理期間 6日</p>	<p>(1) 保証業務 奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 標準処理期間を6日に設定し、以下の措置を講ずること等により事務処理を迅速化し、引き続きその期間内に案件の8割以上を処理する。</p> <p>・ 審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。</p> <p>・ 関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。</p> <p>・ 申込事業者の財務諸表分析等について中小企業信用情報データベースシステムを活用する。</p>	S (4)	<p>● 標準処理期間内に処理を行った割合は、89.5%となっている。引き続き、スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。なお、平成21年度における平均処理日数は3.58日となっている。 (受付窓口を設置している「セーフティネット保証」については、審査実施後、信用保証協会への進達を行っているが、こちらについても通常業務と併せ、スムーズな処理が行われるよう事務の迅速化に努めた結果、平成21年度の受付から進達までの平均日数は2.3日(3日以内の処理実績割合: 81.8%、6日以内の処理実績割合: 98.6%)となっている。)</p> <p>● 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。(P2記載事項再掲)</p> <p>○ CRD協会研修 (平成21年5月28日) ○ テーマ: CRDモデルを活用した信用リスク管理 ○ 受研者: 業務課5名 (平成22年1月20日) ○ テーマ: 中小企業経営診断システム(MSS)活用講座 ○ 受研者: 業務課5名</p> <p>○ きんざい通信講座(平成21年7月~) 【3ヶ月コース】 ○ テーマ: 信用リスク管理と融資戦略講座、中小企業経営改善プログラム講座、債権管理・回収実践対策講座、3級FP技能士・学科+実技受験対策講座(個人)、事業承継入門講座 ○ 受研者: 業務課2名、管理課1名、出先事務所2名 【4ヶ月コース】 ○ テーマ: 不動産知識講座、事業再生講座、民法・会社法基礎講座 ○ 受研者: 業務課1名、管理課2名</p> <p>● 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。(61回)</p> <p>● 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者との情報交換を行って</p>	

<p>②適切な保証条件の設定 保証料率をはじめとする保証条件に ついで、業務運営に必要なコストを踏 まえつつ、奄美基金の政策金融として の役割、保証リスク、新たな資金需要 等を勘案した条件設定を行う。 また、台風襲撃地帯である等の自然 的特性を踏まえ、設けられている激甚 災害等保証については、上記に加え、 近年の状況等も踏まえながら、条 件設定を行う。 なお、保証条件については、定期的 な点検を行い、奄美群島における 経済情勢、他の機関が行う保証制度 状況等を勘案し、適時適切な条件設 定の見直しを行う。 さらに、地方公共団体が設定する制 度保証について、奄美群島の産業特 性及び地域内事業者の踏まえつつ、 新たな産業育成に資する新規制度 の創設及び既存制度の改善等につ いて地方公共団体と定期的な会議を 開催して連携して取り組んでいく。</p>	<p>②適切な保証条件の設定を行うた め、以下の施策に取り組む。 イ 保証限度額及び民間金融機関と の適切なリスク分担の在り方等につ いて検討を行う。  ロ 信用保証協会等他の保証機関の 保証料率、保証限度等の保証条件 について、調査、資料の収集・整 理等を行い、奄美基金の保証条件 との比較検討を行う。  ハ 鹿児島県が開催する「中小企業 融資制度研究会」等制度資金関係 会議に出席し、鹿児島県が設定す る制度保証について、新規制度の 創設及び既存制度の改善等につ いて協議を行う。  ニ 奄美基金において、商工会の経 営指導員等を構成員とする保証業 務関係者会議を開催し、保証条 件、各地域の保証需要についての 意見徴求を行う。  ホ 上記の結果を踏まえ、現在の保 証条件の設定が適切なものである かどうか評価・点検チームで検討を を行い、役員会に報告及び協議を 行う等必要に応じて保証条件の見 直しを行う。</p>	<p>A (3)</p>	<p>る。  ●保証のカバー率の引き下げについては、平成19年11月に 金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を導 入しており、民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハ ザード防止等として、平成21年度においても引き続き対応 している。  ●国の緊急総合対策として全国の信用保証協会において導入さ れた「セーフティネット保証」について、奄美群島地域にお ける同制度の受付窓口を引き続き設置している。 (受付窓口設置：平成20年9月24日) (平成20年度申込受付実績：239件 4,518百万円) (平成21年度申込受付実績：362件 5,134百万円) ※セーフティネット保証 取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、 取引金融機関の破綻、業況の悪化等により経営の安定に支 障を生じている中小企業者に対し金融円滑化を図るための 保証制度。  ●鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」へ出席し、新規 制度及び既存制度の見直し等について協議を行っている。 ○開催日：21年9月2日 ○出席者：鹿児島県内金融機関、信用保証協会、商工会議所 連合会、商工会連合会、奄美基金等 ○テーマ：県融資制度の運用及び課題等について、鹿児島県 外行の取扱について  ●奄美基金主催の「保証業務関係者会議」を開催し、既存の保 証条件、地元の保証需要について、意見の聴取・交換等を行 っている。 ○開催回数：13回 ○出席者：金融機関担当者、商工会担当者等 ○テーマ：保証業務の概要、実績状況、保証制度の周知、基 金に対する要望等  ●以上の協議等を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切である かどうか内部で検討し、平成22年4月からの保証制度等の 改善に活かしている。 ○鹿児島県中小企業制度資金に係る融資利率の引き下げ ・県内中小企業者の金利負担の軽減を図ることにより資金 調達の円滑化を推進するため、融資利率をそれぞれ0. 07%ずつ引き下げている(平成22年3月1日より実 施)。  ○「観光かごしまよかこ資金」(鹿児島県保証制度)の創 設 ・県内で1年以上事業を行っている中小企業者及び組合 で、県内において観光関連事業を営んでいるか参入を図 ろうとするものであって、観光旅行者の来訪の促進に必 要な次のいずれかの施設の設備(建物の新築・増改築・ 改修、設備の導入または更新)を行うための資金(平成 22年4月1日創設)。 ※対象施設 宿泊施設、郷土料理の提供施設、地域特産物の販売 施設、その他の観光に関する施設</p>
---	--	------------------	---

項 目		評 定 結 果 (前 回)	評 定 理 由	意 見
第二期中期計画	平成21年度計画			
<p>(2) 融資業務 奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、業関係金融機関との情報交換、中小企業信用を行う。 標準処理期間 9日</p>	<p>(2) 融資業務 奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。</p> <p>① 事務処理の迅速化 標準処理期間を9日に設定し、以下の措置を講じること等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。 ・審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。</p> <p>・関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。</p> <p>・申込事業者の財務諸表分析等について、中小企業信用情報データベースシステムを活用する。</p>	S (4)	<p>●標準処理期間内に処理を行った割合は、97.8%となっている。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。なお、平成21年度における平均処理日数は3.58日となっている。</p> <p>●職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。(P2記載事項再掲)</p> <p>○CRD協会研修 (平成21年5月28日) ○テーマ：CRDモデルを活用した信用リスク管理 ○受研者：業務課5名 (平成22年1月20日) ○テーマ：中小企業経営診断システム(MSS)活用講座 ○受研者：業務課5名</p> <p>○きんざい通信講座(平成21年7月～) 【3ヶ月コース】 ○テーマ：信用リスク管理と融資戦略講座、中小企業経営改善プログラム講座、債権管理・回収実践対策講座、3級FP技能士・学科+実技受験対策講座(個人)、事業承継入門講座 ○受研者：業務課2名、管理課1名、出先事務所2名 【4ヶ月コース】 ○テーマ：不動産知識講座、事業再生講座、民法・会社法基礎講座 ○受研者：業務課1名、管理課2名</p> <p>●群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。(43回)</p> <p>●中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているCRD協会の担当者との情報交換を行っている。</p>	
<p>② 適切な貸付条件の設定 奄美群島の産業特性を踏まえた貸付金利、償還方法等を定めているところであるが、既存メニューの利用状況や業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の資金需要、市中金利等を勘案した条件設定を行う。 なお、融資条件については、定期的</p>	<p>② 適切な貸付条件の設定 適切な貸付条件の設定を行うため、以下の事項に取り組むこととする。</p> <p>イ 政府系金融機関等他の融資機関の貸付利率、貸付限度等の貸付条件について、調査、資料の収集・整理等を行い奄美基金の制度との比較検討を行う。</p>	A (3)	<p>●奄美基金の貸付金利について、第一次産業は株式会社日本政策金融公庫(農林水産事業)、第二次・三次産業は同公庫(国民生活事業)に準じて設定しているため、毎月、同公庫の金利情報入手し、適切な金利設定に努めている。 ※株式会社日本政策金融公庫は、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行(国際金融</p>	

な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。

ロ 奄美基金において、各市町村の産業関係課を構成員とする融資業務関係者会議を開催し、貸付条件、各地域の資金需要についての意見徴求を行う。

ハ 上記の結果を踏まえ、現在の貸付条件の設定が適切なものであるかどうか評価・点検チームで検討を行い、役員に報告及び協議を行う等必要に応じて貸付条件の見直しを行う。

等業務)が統合し、平成20年10月1日に設立。

- 奄美基金の収支状況を総体的に改善するため、引き続きリスク区分に応じた段階的な金利設定を行っている。
- 奄美基金主催の「融資業務関係者会議」を開催し、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の聴取・交換等を行っている。
  - 開催回数：12回
  - 出席者：市町村担当者、金融機関担当者等
  - テーマ：融資業務の概要、実績状況、制度及び手続き等の周知、基金に対する要望等
- 以上の対応等を含め、現在の融資制度、融資条件等の設定が適切であるかどうか内部で検討を行っている。
  - 基金の事業者のニーズを踏まえた融資メニューの活用及び融資条件等についての検討を行っている。
- なお、融資業務の適正な事業実施を図るため、対象となる個別融資先に対する事業完了報告に係る疎明資料の徴求、実地確認等事業完了確認事務の徹底を図っている。

項 目	評 定 結 果 (前回)	評 定 理 由	意 見																											
第二期中期計画	平成21年度計画																													
<p>(3) 保証業務、融資業務共通事項</p> <p>① 利用者に対する情報提供            奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金に関する情報や事業経営の参考となる情報等を分かりやすく提供する。            これらの情報については、原則として、発表と同日中に窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載するものとする。            また、地元市町村広報誌等を活用することにより情報提供の充実を図る。</p>	<p>(3) 保証業務、融資業務共通事項</p> <p>① 利用者に対する情報提供            利用者に対し、奄美基金の財務内訳や業務の紹介及び産業界等に関する情報等をわかりやすく提供するため、ホームページの構成、掲載事項等について見直しを行う。            また、窓口において提供する情報についても利用者の利便性を考慮し、充実を図る。            情報提供に当たっては、原則として、発表と同日中に、窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載する。            また、新規情報について、地元市町村の広報誌等へ随時掲載を依頼する。</p>	<p>A (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者や関係機関の利便性を踏まえ、ホームページの構成、掲載事項の見直しを行うとともに、引き続き、本部及び出先事務所の窓口や応接室に業務概要、財務諸表等の資料を備え付けることにより、利用者や来客者に対し、分かりやすく情報を提供するよう努めている。</li> <li>● 貸付金利の変更については、適用日と同日に奄美基金のホームページへ掲載し、財務諸表等その他の情報については、窓口備え付けやホームページへの掲載等を発表と同日に行うよう努めている。            ○ 窓口ではすべて同日備え付けを行っている。また、ホームページへの同日掲載は90.6%となっている。</li> <li>● 財務諸表、貸付金利等の新規情報については、ホームページへ掲載等しているところであるが、群島内事業者の奄美基金の利用促進を一層図るため、融資メニュー等について、地元市町村に対して広報・周知を依頼し、8市町村の広報誌に掲載されている。(20事業年度は11市町村)</li> </ul> <p>○ 広報誌掲載市町村名</p> <table border="1" data-bbox="1265 730 1832 949"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>掲載月</th> <th>広報誌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奄美市</td> <td>11月号</td> <td>広報奄美市だより</td> </tr> <tr> <td>宇検村</td> <td>11月号</td> <td>広報うけん</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内町</td> <td>11月号</td> <td>広報せとうち</td> </tr> <tr> <td>徳之島町</td> <td>11月号</td> <td>広報とくのしま</td> </tr> <tr> <td>天城町</td> <td>10月号</td> <td>広報あまぎ</td> </tr> <tr> <td>和泊町</td> <td>1月号</td> <td>広報わどまり</td> </tr> <tr> <td>知名町</td> <td>2月号</td> <td>広報ちな</td> </tr> <tr> <td>与論町</td> <td>3月号</td> <td>広報よろん</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	掲載月	広報誌	奄美市	11月号	広報奄美市だより	宇検村	11月号	広報うけん	瀬戸内町	11月号	広報せとうち	徳之島町	11月号	広報とくのしま	天城町	10月号	広報あまぎ	和泊町	1月号	広報わどまり	知名町	2月号	広報ちな	与論町	3月号	広報よろん	
市町村	掲載月	広報誌																												
奄美市	11月号	広報奄美市だより																												
宇検村	11月号	広報うけん																												
瀬戸内町	11月号	広報せとうち																												
徳之島町	11月号	広報とくのしま																												
天城町	10月号	広報あまぎ																												
和泊町	1月号	広報わどまり																												
知名町	2月号	広報ちな																												
与論町	3月号	広報よろん																												
<p>② 利用者ニーズの把握及び業務への反映            資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施(年4回実施)や奄美基金のホームページを活用した電子メールでの意見・質問受け等を行い、その結果を業務に反映させる。            また、地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関、商工会議所等との定期的な意見交換会の実施等、連携の強化を図るとともに、職員の資質向上、奄美群島や他地域の経済・金融の調査・分析を行う等、コンサルタント機能の充実等に努める。</p>	<p>② 利用者ニーズの把握及び業務への反映            イ 資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、業況、経営課題、資金調達等を調査項目とする定期的なアンケート調査を4回実施し、その結果を業務に反映させるため、評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う。</p>	<p>A (3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者ニーズ等を把握するため、アンケートを4回実施している。            ○ 実施年月：21年6月、21年9月、21年12月、22年3月            調査先計：112件            ※ 寄せられた具体的な意見は次のとおり            ・ 金融機関を含め審査にかかる時間の短縮            ・ 貸付金利の引き下げ            ・ 保証料率の引き下げ            ・ 融資枠の拡大            ・ 保証人の年齢引き上げ            ・ 保証、融資条件の緩和            ・ 文化事業への積極的な融資            ・ 地域の実情に即した金融機関として基金存続は必要            ・ 経営指導をして欲しい            ※ 上記アンケート結果については、22年度以降引き続き「評価・点検チーム」で協議・検討を行い適切な保証・融資条件の設定に繋げていくこととしている。</li> </ul>																												

□ 奄美基金の業務内容の周知を一層図るとともに、資金需要の把握に資するため、資金説明会や業種間交流を4回開催する。

ハ 地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関、商工会議所等との意見交換会を定期的に実施し、産業振興に資する各種施策、奄美群島の産業・経済動向や事業者の現況等の情報共有により、事業強化を図るとともに、先進地連携事例の紹介や地域の経路における事例の紹介や地域の経済・金融調査・分析を行い、金融機関として地域の密着した金融機能の充実に努める。

● ホームページ上で業務等に関する情報を公表するとともに意見を募集し、業務運営に反映させている。

● 奄美基金の業務内容の周知及び資金需要の詳細な把握に資するため、資金説明会等を実施している。

○開催回数：13回

○出席者：金融機関及び市町村担当者、事業者の方々

○テーマ：奄美基金業務の概要、保証及び融資制度の周知、利用にあたっての手続き等

● 奄美基金主催の保証業務関係者会議、融資業務関係者会議を通じ、地方公共団体、金融機関等との意見交換を実施している。

また、事業者団体への資金説明会を通じ、群島内産業、経済状況、資金需要の動向等の情報交換を直接行うことにより、地域金融機関としてのコンサルタント機能の充実に努めている。

項 目		評定結果 (前回)	評定理由	意見																																			
第二期中期計画	平成21年度計画																																						
3. 予算、収支計画及び資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画																																						
<p>(1) 財務内容の改善 財務の健全化を図るため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。</p> <p>① 保証業務においては、十分な返済能力が見込まれる者を対象に保証を行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、求償権の回収に努め、奄美基金が保証している債務に係るリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度において35%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。</p>	<p>(1) 財務内容の改善</p> <p>① 保証業務について、以下の具体的な取組みを含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、求償権回収率を5.3%以上に向上させること等により21年度末におけるリスク管理債権の割合を40.0%以下に抑制する。</p> <p>(具体的な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査</li> <li>・ 保証付き融資と金融機関独自融資の併用促進による事業者の自立化支援とリスクの分散</li> <li>・ 審査委員会の活用</li> <li>・ 保証先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング</li> <li>・ 法的回収の強化と効果的な対応</li> <li>・ 融資実施金融機関との合同督促の強化</li> <li>・ 督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用</li> <li>・ 責任共有制度によるリスクの分散</li> <li>・ 事業者に対する経営及び再生支援の実施・フォローアップ</li> </ul>	B (1)	<p>● 更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調して事業者の経営・再生支援等を行う等リスク管理債権の抑制に努めている。</p> <p>上記の取り組みにより新規リスク管理債権の発生が減少（544百万円→256百万円）したこと、回収不能となった求償権償却処理（758百万円）を実施したこと等により、リスク管理債権は、昨年度に比して752百万円、計画に比して585百万円の減少となっている。</p> <p>また、求償権の回収率は、債務者の分割弁済が減少したが、不動産の処分、保証人等の代位弁済による回収が増加したことから、回収額が昨年度を上回った（147百万円→173百万円）こと等により4.4%となり、昨年度に比して0.9ポイント上回っているものの、対計画比では0.9ポイント下回っている。リスク管理債権の割合については、保証債務残高の減少等により昨年度に比して1.3ポイント、計画に比して8.0ポイント上回っている。</p> <p>【計画と実績との比較】</p> <p>(単位：百万円、%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>20年度</th> <th colspan="2">21年度</th> <th>対20実績</th> <th>対21計画</th> </tr> <tr> <th>実績(A)</th> <th>計画(B)</th> <th>実績(C)</th> <th>(C-A)</th> <th>(C-B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>4,632</td> <td>4,465</td> <td>3,880</td> <td>△ 752</td> <td>△ 585</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>9,914</td> <td>11,162</td> <td>8,023</td> <td>△ 1,891</td> <td>△ 3,139</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>46.7</td> <td>40.0</td> <td>48.4</td> <td>+ 1.6</td> <td>+ 8.4</td> </tr> <tr> <td>求償権回収率</td> <td>3.8</td> <td>5.3</td> <td>4.4</td> <td>+ 0.6</td> <td>△ 0.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>※リスク管理債権割合=リスク管理債権/(保証債務残高)+(求償権残高) ※リスク管理債権の対20年度実績費：△752百万円</p> <p>○ 保証業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。</p> <p>○ 保証への依存を抑制するため、保証申込時において融資実施機関に対し、保証付以外の貸付金も促すことで金融機関プロパー資金との併用促進（19.7%：保証実績76件中15件）を行っている。（15件の保証付融資196百万円に併せプロパー融資181百万円を実行している。）</p> <p>○ 保証業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。（76件）</p> <p>○ 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。</p> <p>○ 大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し業況等モニタリングを実施している。（保証・融資共通で67件）</p> <p>○ 平成21年度の法的手続き件数は27件である。</p>		20年度	21年度		対20実績	対21計画	実績(A)	計画(B)	実績(C)	(C-A)	(C-B)	リスク管理債権	4,632	4,465	3,880	△ 752	△ 585	総残高(保証債務+求償権)	9,914	11,162	8,023	△ 1,891	△ 3,139	リスク管理債権割合	46.7	40.0	48.4	+ 1.6	+ 8.4	求償権回収率	3.8	5.3	4.4	+ 0.6	△ 0.9	
	20年度	21年度			対20実績	対21計画																																	
	実績(A)	計画(B)	実績(C)	(C-A)	(C-B)																																		
リスク管理債権	4,632	4,465	3,880	△ 752	△ 585																																		
総残高(保証債務+求償権)	9,914	11,162	8,023	△ 1,891	△ 3,139																																		
リスク管理債権割合	46.7	40.0	48.4	+ 1.6	+ 8.4																																		
求償権回収率	3.8	5.3	4.4	+ 0.6	△ 0.9																																		



項 目		評 定 結 果 (前 回)	評 定 理 由	意 見																																	
第二期中期計画	平成21年度計画																																				
② 融資業務においても、十分な返済能力が見込まれる者を対象に格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、延滞債権の回収に努め、奄美基金が保有するリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後に39%以下にとし、着実に縮減を図る。	<p>② 融資業務についても、以下の具体的な取組みを内容に含む「奄美基金の振興開発基金経営改善策」の回収率を8.4%以上に向上させること等により21年度末におけるリスク管理債権の割合を43.2%以下に抑制する。</p> <p>(具体的な取組み)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査</li> <li>・ 金融機関との協調融資の促進によるリスク分散</li> <li>・ 審査委員会の活用</li> <li>・ 融資先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング</li> <li>・ 法的回収の強化と効果的な対応</li> <li>・ 共通債務者を持つ金融機関との連携督促</li> <li>・ 督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用</li> <li>・ 事業者に対する経営及び再生支援の実施・フォローアップ</li> </ul>	B (2)	<p>● 更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調して事業者の経営・再生支援等を行う等リスク管理債権の抑制に努めている。</p> <p>上記の取り組みにより新規リスク管理債権の発生が減少(288百万円→163百万円)したこと、回収不能となった貸付金償却処理(292百万円)を実施したこと等により、リスク管理債権は、昨年度に比して500百万円、計画に比して327百万円の減少となっている。</p> <p>また、リスク管理債権の回収率は、保証人等の代位弁済による回収が減少したが、不動産の処分、債務者の分割弁済が増加したことから、回収額が昨年度を上回った(359百万円→370百万円)こと等により8.1%となり、昨年度に比して0.8ポイント上回っているものの、対計画比では0.3ポイント下回っている。リスク管理債権の割合については、貸付残高の減少等により昨年度に比して0.7ポイント、計画に比して3.8ポイント上回っている。</p> <p>【計画と実績との比較】</p> <table border="1"> <caption>(単位：百万円、%)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>20年度</th> <th colspan="2">21年度</th> <th rowspan="2">対20実績 (C-A)</th> <th rowspan="2">対21計画 (C-B)</th> </tr> <tr> <th>実績(A)</th> <th>計画(B)</th> <th>実績(C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>4,398</td> <td>4,225</td> <td>3,898</td> <td>△500</td> <td>△327</td> </tr> <tr> <td>貸付残高</td> <td>9,502</td> <td>9,787</td> <td>8,287</td> <td>△1,215</td> <td>△1,500</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>46.3</td> <td>43.2</td> <td>47.0</td> <td>+0.7</td> <td>+3.8</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権回収率</td> <td>7.3</td> <td>8.4</td> <td>8.1</td> <td>+0.8</td> <td>△0.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※リスク管理債権割合=リスク管理債権/貸付残高  ※リスク管理債権の対20年度実績費：△500百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 融資業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。</li> <li>○ 奄美基金の融資と金融機関プロパー融資との調整・協議の上、協調融資を実行している。(3件の奄美基金融資410百万円に併せプロパー融資460百万円を実行している。)</li> <li>○ 融資業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。(91件)</li> <li>○ 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。</li> <li>○ 大口利用先については決算書等財務諸表を徴求し業況等モニタリングを実施している。(保証・融資共通で67件)</li> <li>○ 平成21年度の法的手続き件数は29件である。</li> <li>○ 共通債務者を持つ金融機関との合同督促を実施している。(15件)</li> <li>○ 督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとし、また、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行っている。(債権管理委員会開催保証・融資共通で56回)</li> <li>○ 奄美基金を利用する事業者にかかる経営及び再生支援を行うため平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、32事業者に対して経営維持・安定、事業再生を積極的に支援している。(32事業者中5事業者が</li> </ul>		20年度	21年度		対20実績 (C-A)	対21計画 (C-B)	実績(A)	計画(B)	実績(C)	リスク管理債権	4,398	4,225	3,898	△500	△327	貸付残高	9,502	9,787	8,287	△1,215	△1,500	リスク管理債権割合	46.3	43.2	47.0	+0.7	+3.8	リスク管理債権回収率	7.3	8.4	8.1	+0.8	△0.3	
	20年度	21年度			対20実績 (C-A)	対21計画 (C-B)																															
	実績(A)	計画(B)	実績(C)																																		
リスク管理債権	4,398	4,225	3,898	△500	△327																																
貸付残高	9,502	9,787	8,287	△1,215	△1,500																																
リスク管理債権割合	46.3	43.2	47.0	+0.7	+3.8																																
リスク管理債権回収率	7.3	8.4	8.1	+0.8	△0.3																																

ランクアップ)

●平成21年度末における繰越欠損金額は5,055百万円となっており、リスク管理債権の削減等に努めたものの引当金の繰入増等から、昨年度に比して17百万円の増加となっている。  
繰越欠損金は、独立行政法人化に伴い、民間金融機関と同等の自己査定及び引当基準に基づく適切な管理の計上等により生じたもので、審査の厳格化、期中管理の徹底等によりリスク管理債権の削減及び一般管理費の削減等によりその削減に努めているところである。しかしながら、平成21年度の決算状況については、費用面において一般管理費及び財務費用の削減に努めているものの、地域内経済状況の低迷等による事業者の経営内容悪化の影響を受け引当金が増加するに努めている一方、収益面では残高の減少を受け、貸付金利息等の損失計上となっていることから総体的には17百万円の当期総損失計上となっている。  
引き続き、審査の厳格化、期中管理の徹底及び事業者に対する経営・再生支援の措置などによるリスク管理債権の削減、国家公務員給与構造改革を踏まえた一般管理費の削減等により財務内容の健全化を進め、繰越欠損金の早期削減に努めることとしている。

【繰越欠損金の推移】

(単位：百万円)

	独法化時点 (H16/10/1)	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
繰越欠損金	4,989	4,958	4,934	4,917	4,886	5,038
対前年度 増減額	(実績) (計画)	(-)	(△31)	(△24)	(△18)	(△30)
		(-)	(△43)	(△65)	(△85)	(△43)

  

	21年度末
繰越欠損金	5,055
対前年度 増減額	(実績) (計画)
	(+17) (△65)

③ この他、余裕金の運用については、リスク面には十分注意しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

③ この他、保証業務における資金運用については、国債等による運用も含め、リスク面には十分配慮しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

A  
(3)

●収益性を勘案し、国債、地方債による運用を行っている。  
○国債等保有残高：1,585百万円

【平均残高等の比較】

(単位：百万円、%)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度 (A)
平均残高	600	766	1,002	1,439	1,484
運用益	3	10	13	19	20
運用利回り	1.22	1.31	1.26	1.35	1.36

  

	21年度 (B)	(B-A)
平均残高	1,587	+ 103
運用益	20	0
運用利回り	1.27	△ 0.09

<p>(2) 予算 別表1のとおり(略)</p> <p>(3) 収支計画 別表2のとおり(略)</p> <p>(4) 資金計画 別表3のとおり(略)</p>	<p>(2) 予算 別表1のとおり(略)</p> <p>(3) 収支計画 別表2のとおり(略)</p> <p>(4) 資金計画 別表3のとおり(略)</p>	<p>B (1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 予算及び収支計画については、純利益が引当金繰入の増加等により予算どおり達成できず損失となっているものの、昨年度と比して改善してきている。 (純利益 予算65,016千円、決算△17,100千円)</li> <li>● 資金計画の実績は別添のとおり適正に執行している。</li> </ul>	
<p>4. 短期借入金の限度額 4億円</p>	<p>4. 短期借入金の限度額 4億円</p>	<p>A (3)</p>	<p>平成21年度においては、適切な支出管理を行うことなどにより資金繰りの安定に努めたことから、短期借入を行うことなく、効率的な業務運営を図っている。</p>	
<p>5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし</p>	<p>5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし</p>	<p>—</p>	<p>平成21年度は該当なし。 なお、奄美基金における重要な財産は、本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要な不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。</p>	
<p>6. 剰余金の使途 該当なし</p>	<p>6. 剰余金の使途 該当なし</p>	<p>—</p>	<p>平成21年度は該当なし。</p>	
<p>7. 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>7. 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>—</p>	<p>平成21年度は該当なし。</p>	
<p>8. 人事に関する計画 職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るため、目標の管理や評価基準の明確化などにより、個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を給与・特別手当に反映させるとともに、職員の能力、資質に応じた適正な人事配置を行う。 (参考1) 期初の常勤職員数 21名 期末の常勤職員数見込み 20名 (参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 814百万円</p>	<p>8. 人事に関する計画 下記の方策を引き続き行う。 (1) 各課における業務の年度計画を設定し、この実施状況と職員の取組状況を勘案した人事考課を行う。 (2) 上記結果を受け、給与、特別手当等に反映させることにより職員のインセンティブの確保を図る。 (3) 年度計画の達成状況を踏まえ、業務実施体制及び職員の能力、資質等を反映した人員配置を行う。</p>	<p>A (3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定例的に年度計画と実績状況を役職員で共有し、組織全体での目標管理を行っている。また、評価にあたっては各課長の評価、役員の評価等段階的評価を実施している。</li> <li>● 平成21年度においては、給与水準の引き下げを図るため定期昇給抑制の対応を措置した結果、個々の職員の勤務成績の給与等への反映は行っていない。</li> <li>● 職員能力に応じた人事配置については実施しているところであるが、現在、21年度の計画達成状況を踏まえ、更なる審査及び債権管理体制の強化を図るため、組織体制及び人員配置の見直しの検討を行っている。</li> </ul>	

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

評点分布の状況（項目数合計14項目）

14項目

SS	0項目	
S	3項目	
A	8項目	
B	3項目	
C	0項目	

総合評価

（法人の業務の実績）

平成21年度の業務実績評価において、評点Bとなっている項目では、保証及び融資業務いずれもリスク管理債権額が昨年度より減少し、計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等は計画未達成となっており、依然として高い割合でのリスク管理債権を抱えている状況となっている。また、繰越欠損金についても昨年度と同様に多額の残高を抱える状況が続いている。

次に評点Sとなっている項目では、一般管理費の削減について計画以上の実績となっているほか、債権管理体制の強化、職員研修の実施、評価・点検チームによる業務見直し、事務処理の迅速化等が引き続き行われているところである。

この他、業務の質の向上についても中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど迅速な情報提供が行われている。また、関係機関との情報交換を通じてのコンサルタント機能の充実、利用者ニーズの把握の実施なども計画どおりの実績となっている。

なお、評点の低い項目の中でも、リスク管理債権額が計画を達成するなど一定の努力が見られ、損益面では平成21年度も損失は計上したものの、その額は昨年度と比較して抑制されつつあるなど、改善の傾向が見られる。

（課題・改善点、業務運営に対する意見等）

債権管理体制の強化、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等が行われた結果、リスク管理債権額は昨年度より減少し、更に一般管理費の抑制が行われ、財務内容の健全化に向けた努力が行われているところであるが、引き続き第二期中期計画の達成に向けて、リスク管理債権割合の抑制、財務内容の健全化等に向けての取り組みを進めていく必要がある。

また、最近においては保証及び融資残高が共に減少する傾向にあり、昨今の不況の影響を受けていることなどが要因と考えられるが、奄美群島振興開発基金は唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として引き続き群島民のニーズを的確に把握しながら適切な業務運営を行っていく必要がある。

更に、組織運営では、昇給抑制を行うなど給与削減の措置を図った結果、平成21年度はラスパイレス指数が96.2となったところではあるが、一方で当該基金は職員数が18人程度の小規模な組織でもあることから、限られた人材を活用していくためにも、引き続き職員の能力向上を図り、人事考課の活用等により職員のモラルの維持・向上に努めて行く必要がある。

今後とも奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、改善に向けた取り組みを総合的に進める必要がある。

(その他)

昨今の不況への中小企業者等への対応策として、国においては中小企業者向けのセーフティーネット保証の実施や金融円滑化法の制定が措置されているところである。

これらについて奄美群島振興開発基金においては、セーフティーネット保証の群島内利用者からの申請受付窓口となつて鹿児島県信用保証協会への進達等を行うとともに円滑化法の対応等についても法が施行されると同時に速やかに対応窓口を設置する等積極的に相談に応じる体制を整備し、群島民へのサービスが低下しないよう対応に努めている。

総合評定 (SS, S, A, B, Cの5段階)

A

(評定理由)

奄美基金は、唯一奄美群島内に存在する政策金融機関として、その制度趣旨に合致した業務運営が行われていると認められる。

また、一般管理費の削減や債権管理体制の強化及び評価・点検チームによる業務見直し等による業務運営の効率化、引き続き事務処理の迅速化等によるサービスの向上等に向けた取組みを実施していることは高く評価される。

一方で、高いリスク管理債権割合及び累積欠損金については、リスク管理債権額の減少や当期純損失の抑制により、それぞれ解消に向けた動きが見受けられるところであり、財務の健全化に向けた取組みを進めている状況にある。

以上、総合勘案するに年度計画については順調に達成していると認め、上記総合評定とするに至ったものである。

なお、現下の経済状況は引き続き厳しい状況ではあるものの、今後とも、奄美群島における奄美基金の果たすべき役割を再認識し、利用者ニーズの更なる発掘に努める等、引き続き奄美群島の自立的発展に向けた取組みを行っていく必要がある。

総務省政独委「平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」等への対応の実績及びその評価

	実績	評価
<p>○政府方針等</p> <p>①これまでに実施された事業仕分け（21年11月及び22年4月）で当該法人に係る事項が対象となっている場合には、事業仕分けの評価結果を踏まえた対応</p> <p>②業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。</p> <p>③研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図られているか。</p>	<p>①公開事業仕分けに当たって、事前のレク等を受けたものの、その後公開事業仕訳の対象とはなっておらず、対応を求められていない。</p> <p>②当基金は平成16年10月に特殊法人から独立行政法人へ移行し、奄美群島地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項等を定める奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完・奨励することを目的としている。 奄美群島の事業者は小規模零細で信用力不足等により民間金融機関からの資金調達が困難な先が多く、奄美基金の保証・融資の公的金融の下支えが必要である。</p> <p>③信用保証業務では鹿児島県信用保証協会等、融資業務では日本政策金融公庫において類似の業務を行っているが、各機関ともに奄美群島には支店等はなく、奄美群島の産業振興を目的とし、本支店を設け、保証業務と融資業務を一元的に実施し効率的かつ効果的な金融事業を実施するのは奄美基金のみであるものと考えている。</p>	<p>－</p> <p>② 奄美基金の事業は、民間への委任等は困難であるものとする。</p> <p>③ 奄美群島の産業振興を目的に実施している奄美基金の事業を他機関に一元化を行うことは現時点では困難であると考えられる。</p>
<p>○財務状況</p> <p>①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性（当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか）</p> <p>②事業の受益者の負担、民間からの寄付・協賛等の自己収入の拡大に向けた取組</p>	<p>①該当なし。</p> <p>②保証及び融資業務については、それぞれ利用者から保証料及び貸付金利息といった対価を受領しているところであるが、延滞債権である求償債権及び延滞貸付金についても法的手続きの実行も含めた債権管理の強化による回収金の増加に努めているところである。</p>	<p>－</p> <p>② 管理回収の強化も含めて自己収入の拡大に努めているとする。</p>
<p>○保有資産全般の見直し（実物資産）</p> <p>①保有する建物、構築物、土地等について、</p> <p>i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、</p> <p>ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性</p> <p>iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等</p> <p>iv) 資産の利用度等</p> <p>v) 経済合理性</p> <p>といった観点に沿った保有の必要性についての検証（財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証）</p> <p>②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、</p> <p>i) 法人の任務・設置目的との整合性、任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、</p> <p>ii) 事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性</p> <p>iii) 現在の場所に立地する業務上の必要性等</p> <p>iv) 資産の利用度等</p> <p>v) 経済合理性</p> <p>といった観点に沿った賃貸の必要性についての検証（財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証）</p> <p>③上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、</p> <p>i) 本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、</p> <p>ii) 政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、</p> <p>iii) 効果的な処分</p> <p>といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組</p> <p>④特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等（廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができないか）</p>	<p>①奄美基金における重要な財産は、本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要な不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。</p> <p>②離島である群島の事情から、徳之島及び沖永良部島の出先事務所を賃貸しているが、業務を円滑に実施するにあたって必要最小限の規模としている。</p> <p>③上記①のとおり、遊休資産の該当なし。</p> <p>④東京事務所は有していないが、所管省等に対する予算（財政投融資）要求にかかる資料作成・説明、評価委員会への対応、独法通則法担当省等から散発的かつ短時間での対応が求められる膨大な要請・調査等の対応等に備えるため東京駐在員を1名常駐させている。これらについて適切に対応していくためには、これ以上の効率化は困難と考えている。</p>	<p>①～④ 奄美基金における実物資産は、業務の実施に必要な不可欠かつ必要最小限のものであり、また、賃貸物件等の該当も無く、東京駐在員についてもこれ以上の効率化は合理的でないと判断され、問題は認められない。</p>

<p>(金融資産)</p> <p>①個別法に基づく事業において運用する資産（以下「事業用資産」という。）について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し（財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証）及び見直し結果を踏まえた取組</p> <p>②事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上で、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し（財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証）及び見直し結果を踏まえた取組</p> <p>③融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討</p> <p>④積立金の規模</p>	<p>①保証のカバー率の引き下げについては、平成19年11月に金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を導入しており、民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等に資するものとして、平成21年度においても引き続き対応した。</p> <p>奄美基金の貸付金利について、第一次産業は株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）、第二次・三次産業は同公庫（国民生活事業）に準じて設定しているため、毎月、同公庫の金利情報を入手し、適切な金利設定に努めた。</p> <p>奄美基金の収支状況を総体的に改善するため、引き続きリスク区分に応じた段階的な金利設定を行った。</p> <p>②保証業務においては、経営基盤である保証基金、融資業務においては貸付財源としての現金・預金、有価証券の保有を行っており、業務を実施するため必要な金融資産である。</p> <p>特に、現在、出資金措置を受けている保証業務においては、事業規模を踏まえた適切な出資金実行措置が図られているところである。</p> <p>③融資等業務以外の債権のうち貸付金の該当なし。</p> <p>④積立金については該当なし。</p>	<p>①・②については、基金の業務に則った対応を適切に行っており問題ないと認められる。</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>(知的財産等)</p> <p>実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組</p>	<p>業務の性質上、知的財産等の該当なし。</p>	<p>—</p>
<p>○資産の運用・管理 (実物資産)</p> <p>①保有する建物、構築物、土地等について、</p> <p>i) 活用状況等の把握</p> <p>ii) 活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証</p> <p>iii) 維持管理経費、施設利用収入等の把握</p> <p>iv) アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組</p> <p>②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、</p> <p>i) 活用状況等の把握</p> <p>ii) 活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証</p> <p>iii) 維持管理経費、施設利用収入等の把握</p> <p>iv) アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組</p> <p>③宿舍（借上物件を含む）について入居率が低い、空き部屋数が多い、当該独法の役職員以外の者の入居部屋数が多いものはないか。</p> <p>④宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所（借上物件を含む）で稼働率が低いものはないか。</p> <p>⑤展示施設（借上物件を含む）の利用者数と経費は適切か。</p> <p>⑥高額（取得価格5000万円以上）な設備・機器、車両・船舶の稼働状況と経費は適切か。</p>	<p>①奄美基金における重要な財産は、本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。</p> <p>②賃貸により使用する建物等の該当なし。</p> <p>③出先事務所職員等用宿舍とするため借上を行っているが、該当者が入居する物件以外の不要な借上は行っていない。</p> <p>④宿泊施設等の該当なし。</p> <p>⑤展示施設等の該当なし。</p> <p>⑥取得価格5000万円以上の設備等の保有の該当なし。</p>	<p>①～⑤奄美基金における実物資産は、業務の実施に必要不可欠かつ必要最小限のものであり、問題は認められない。</p>
<p>(金融資産)</p> <p>①個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立</p> <p>②融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組</p>	<p>①当基金は平成16年10月に特殊法人から独立行政法人へ移行し、奄美群島地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項等を定める奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完・奨励することを目的としており、これまで業務運営体制の効率化、事業者へ提供するサービス、財務内容の改善等を踏まえ作成した第1期中期計画の達成に向け、業務運営を行ってきたところであります。</p> <p>また、当基金は設立目的の趣旨に基づき地域経済の活性化に寄与し事業者を支援していく役割を果たす一方、安定的な収益を確保し債権の良質化を図る必要もあることから、中小企業信用情報データベースの活用等による審査の厳格化、期中管理の強化等による新規延滞債権発生抑制、効果的な法的措置の促進、督促の励行等管理・回収の強化による回収金の増額、事業者に対する経営・再生支援、一般管理費の抑制などに取り組み収支改善を図ることとしております。</p> <p>さらに、保証業務においては第2期中期計画期間においても、引き続き、単年度の業務収支の黒字化を目指すこととし、その後は、国の出資に依存することなく収支改善等の経営努力により保証基金を造成することを目標といたします。</p> <p>②貸借対照表計上額が100億円以上のものの該当なし。 (参考)平成21年度貸借対照表科目別状況 ・保証債務見返51億円 ・貸付金83億円 ・求償権30億円</p>	<p>① 奄美群島振興開発特別措置法に根拠を持つ奄美基金は、定められた目的を達成するための運用方針等は明確である。</p> <p>—</p>

<p>(知的財産等) 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組 i) 出願に関する方針の策定 ii) 出願の是非を審査する体制の整備 iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動 iv) 知的財産の活用目標の設定 v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備 等</p>	<p>業務の性質上、知的財産等の該当なし。</p>	<p>—</p>
<p>○人件費管理 ①諸手当及び法定外福利費についての昨年度政独委からの指摘事項への対応(建研、奄美基金を除く) ②「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(平成22年5月6日総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii) 食事補助の支出の廃止、iii) 国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。 ③保険料の法人負担割合が21年度末時点で50%を超えていないか。 ④出張の際の支度料が21年度末時点で存在していないか。 ⑤法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。 ⑥国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ⑦国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況 ⑧総人件費改革についての取組の状況と平成18年度からの5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望(併せて、給与水準又はラスパイレス指数が上昇している場合には、その理由)</p>	<p>① 特勤手当を除く諸手当については国に準じて支給。なお、特勤手当については、国においては支給対象となっているところ、奄美群島振興開発基金では平成20年度に廃止。 ② 法定外福利厚生費の該当なし。 ③ 該当なし。(%) ④ 支度料の該当なし。 ⑤ 平成21年度対国家公務員のラスパイレス指数96.2。また、給与の内容については国に準じた給与改定を行っている。 ⑥ ⑤のとおり。 ⑦累積欠損金の早期解消を図るため、審査の厳格化、期中管理の強化、一般管理費の抑制などによる財務内容の改善に努めており、これら取り組みを通じて、給与水準についても、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるなど適切なものとなるよう努めているところである。 ⑧総人件費改革への取組状況については、平成18年度から21年度までの4年間で17.9%(平成17年度比)の削減を行っている。 引き続き、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」並びに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえた人件費改革を継続し、平成18年度から5年間で5%以上の総人件費削減に努めることとしている。</p>	<p>①～⑧人件費管理は適切に行われており、問題はないと認められる。</p>
<p>○契約 ①契約についての昨年度政独委からの指摘事項への対応 ②随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況 ③随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。 ④1者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。</p>	<p>① 特段の指摘は受けていない。 ② 競争性のない随意契約は4件あるが、財務諸表の官報広告印刷に関する契約や通信費にかかるものであり、契約先が限られることから随意契約は真にやむを得ないものである。 ③ 該当なし。 ④ 該当なし。</p>	<p>— ② 契約先が限定されておりやむを得ないものと考えられる。 — —</p>
<p>○法人の長のマネジメント ①法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。 ②法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。 ③法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。 ④法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。</p>	<p>① 効率的な業務の実施を図るため、組織体制・人員配置について役員会で協議を行い、人事異動等への反映を行うとともに、定員の見直しについての検討を行った。 審査の厳格化を図るため、全案件を審査委員会で審議した。 ② 定例的に年度計画と実績状況を役職員で共有し、組織全体での目標管理を行った。また、評価にあたっては各課長の評価、役員の評価等段階的評価を実施した。 ③業務課・管理課において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方針の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行った。 督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとし、また、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行った。 平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、32事業者に対して経営維持・安定、事業再生を積極的に支援した。 ④実効ある業務実施体制の構築を図るため、コンプライアンス・プログラムを作成・配布(平成21年4月)し、「コンプライアンス委員会」(開催回数5回)で協議を行うとともに、役員会への報告等を通じコンプライアンスの徹底に努めた。 また、内部検査規程に基づき、出先事務所等に対する内部検査(21年9月及び22年1月)を実施した。</p>	<p>①～④について、組織・業務全般にわたって長が直接的に関わる委員会等が設置されており、マネジメントできるものと判断される。</p>

<p>○法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組</p> <p>①マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか（評価指標の設定を含む）。</p> <p>②アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。</p>	<p>① 定例的に年度計画と実績状況を役員で共有し、組織全体での目標管理を行った。また、評価にあたっては各課長の評価、役員の評価等段階的評価を実施した。</p> <p>② 平成21年度においては、給与水準の引き下げを図るため定期昇給抑制の対応を措置した結果、個々の職員の勤務成績の給与等への反映は行っていない。</p> <p>職員能力に応じた人事配置については実施したところであるが、現在、21年度の計画達成状況を踏まえ、更なる審査及び債権管理体制の強化を図るため、組織体制及び人員配置の見直しの検討を行っている。</p>	<p>①・② 計画と実績の状況を定例的に把握するなど目標管理を行い、実績や職員能力に応じた組織体制の強化等にも努めていることから、問題は無いと認められる。</p>
<p>○その他内部統制</p> <p>① 監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されているか。</p> <p>② 監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されているか。</p> <p>③ 各法人における事業の内部審査や自己評価について、法人内部限りで完結させず対外的な透明性が確保されているか、事業の実効性が上がるものとなっているか。</p>	<p>① 監事による「契約に関する事項」、「内部統制に関する事項」等を含む業務運営状況及び役員の職務執行状況等に対する監査、会計監査人による財務諸表等に対する監査は適切に行われており、この結果、監事監査報告書及び会計監査人の監査報告書における指摘等は特になされていない。</p> <p>② 監事監査については、随時、役員への報告を実施しており、改善点等の把握、必要事項等の業務への反映等の措置が図られている。</p> <p>③ 評価結果等については逐次基金のホームページにて公開を行い透明性を確保している。</p>	<p>①・② 法人の長が直接的に関わっていることから、適切に留意・報告がなされているものと判断され、問題は無いと認められる。</p> <p>③ 透明性については確保していると認められる。なお、これらによることの実効性が上がるものについては、趣旨が不明。</p>
<p>○関連法人</p> <p>① 委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等</p> <p>② 出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性</p> <p>③ 関係法人に利益剰余金がある場合の国庫等への返納の必要性</p> <p>④ 競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底等が行われているか。</p>	<p>①～④ 関連法人の該当なし。</p>	<p>—</p>
<p>○中期目標期間終了時の見直し</p> <p>① 中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況</p> <p>② 業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察</p>	<p>① 効率的な業務の実施を図るため、組織体制・人員配置について役員会で協議を行い、人事異動等への反映を行うとともに、定員の見直しについての検討を行った。</p> <p>一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く）</p> <p>基準年度（20年度） 40百万円</p> <p>↓</p> <p>21年度 34百万円（△14.6%）</p> <p>（参考）一般管理費総額</p> <p>20年度計画 249百万円</p> <p>↓</p> <p>21年度 207百万円（△16.9%）</p> <p>保証業務においては、更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調して事業者の経営・再生支援等を行う等リスク管理債権の抑制に努めた。上記の取り組みにより新規リスク管理債権の発生が減少（544百万円→256百万円）したこと、回収不能となった求償権償却処理（758百万円）を実施したこと等により、リスク管理債権は、昨年度に比して752百万円、計画に比して585百万円の減少となった。また、求償権の回収率は、債務者の分割弁済が減少したが、不動産の処分、保証人等の代位弁済による回収が増加したことから、回収額が昨年度を上回った（147百万円→173百万円）こと等により4.4%となり、昨年度に比して0.6ポイント上回ったものの、対計画比では0.9ポイント下回った。リスク管理債権の割合については、保証債務残高の減少等により昨年度に比して1.3ポイント、計画に比して8.0ポイント上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理債権：3,880百万円</li> <li>・総残高：8,083百万円</li> <li>・リスク管理債権割合：48.0%</li> <li>・求償権回収率：4.4%</li> </ul> <p>融資業務においても、更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調して事業者の経営・再生支援等を行う等リスク管理債権の抑制に努めた。上記の取り組みにより新規リスク管理債権の発生が減少（288百万円→163百万円）したこと、回収不能となった貸付金償却処理（292百万円）を実施したこと等により、リスク管理債権は、昨年度に比して500百万円、計画に比して327百万円の減少となった。また、リスク管理債権の回収率は、保証人等の代位弁済による回収が減少したが、不動産の処分、債務者の分割弁済が増加したことから、回収額が昨年度を上回った（359百万円→370百万円）こと等により8.1%となり、昨年度に比して0.8ポイント上回ったものの、対計画比では0.3ポイント下回った。リスク管理債権の割合については、貸付残高の減少等により昨年度に比して0.7ポイント、計画に比して3.8ポイント上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク管理債権：3,898百万円</li> <li>・貸付残高：8,287百万円</li> <li>・リスク管理債権割合：47.0%</li> <li>・リスク管理債権回収率：8.1%</li> </ul> <p>② 効率的な業務運営に資するため、業務課において地区別担当制を導入し担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当することで、地域密着の度合いの向上に努めた。</p> <p>審査事務の効率的な運営を図るため、評価・点検チームにおいて保証人及び担保提供者等顧客情報の更なるデータベース化を行うため、費用、データ入力等に係る事務量、プログラムの変更内容等について検討を行ったが、課題等も多く事業着手には至らない状況であるため専任の人員確保も含めて、今後も引き続き検討を行うこととした。</p>	<p>① 各年度において適宜取組が行われていると認められる。</p> <p>② 業務運営体制についても適宜見直しが行われた結果、適切なものになっているものと認められる。</p>

<p>○業務改善のための役職員のイニシアティブ等</p> <p>①法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ</p> <p>②法人における職員の積極的な貢献を促すための取組（例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等）を促すアプローチ</p>	<p>①利用者ニーズ等を把握するため、アンケートを4回実施した。 奄美基金主催の保証業務関係者会議、融資業務関係者会議を通じ、地方公共団体、金融機関等との意見交換を実施した。 また、事業者団体への資金説明会を通じ、群島内産業、経済状況、資金需要の動向等の情報交換を直接行うことにより、地域金融機関としてのコンサルタント機能の充実を図った。</p> <p>②職員の資質向上を図るため、年間延べ20名の通信講座の受講及び外部機関の研修を行った。</p>	<p>①・② 業務改善等へのアプローチはなされていると考えられる。</p>
<p>○個別法人</p> <p>政独委からの平成20年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項（4法人6事項）への対応状況（当該法人のみ）</p> <p>①融資業務において、貸付対象事業の実施状況の確認が適切に行われたかという観点に立った評価が行われていない。今後の評価に当たっては、事務処理の迅速化、適切な貸付条件の設定等の観点だけでなく、貸付対象事業の実施状況の適正性という観点からも評価を行うべきである。</p>	<p>①融資業務の適正な事業実施を図るため、対象となる個別融資先に対する事業完了報告に係る疎明資料の徴求、実地確認等事業完了確認事務の徹底を図った。 奄美基金では、会計検査院からの指摘を踏まえ、平成20年8月に関連規程の改正を行い、事業完了確認の報告及び事業の管理の徹底による適正な事務処理の促進等の措置を講じている。</p>	<p>① 個別の融資案件について事業完了報告にかかる疎明資料の徴求、実地確認等の事業完了確認事務の徹底を図っており、その後の融資債権の管理は期中管理の徹底などの取組を注視していく。 なお、平成21事業年度においては、実地確認等事業完了確認事務の徹底を図っている旨、実績報告により報告を受けているものである。</p>
<p>②奄美基金の平成20年度給与水準が、対国家公務員指数で101.4と19年度における同指数101.2を上回っているが、その理由が明らかにされていない。また、その理由として職員の学歴構成が挙げられているものの、この説明に対する委員会の認識が評価結果において示されていない。</p>	<p>—</p>	<p>② 人件費の削減について中期目標を上回るペースで実施した結果、年度計画の一般管理費の削減の計画を達成したとを第一に評価している。 なお、独立行政法人の給与水準の比較は、ラスパイレズ指数方式で行われているが、年齢別に4年ごとに階層別平均給与を算出し比較することとなっている。 この場合、特定の階層に該当職員が一人しかいない場合など給与制度に変更がなくとも数値が変動が生じることはあり得ると考えられる。 特に奄美基金職員数は18名であり、国の給与制度に合わせたうえで、かつ、昇給抑制も行っており、有利な給与制度への変更が原因であるとは考えられないこと、また、その数値も0.2の差であることから、厳密な要因分析は行わず、人件費削減の努力について、そのトレンドを評価の観点としたものである。</p>
<p>③今後の評価に当たっては、奄美基金が複数年にわたり繰越欠損金を抱えている点も十分踏まえた上で、法人の説明が国民の納得の得られるものとなっているかという観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。</p>	<p>—</p>	<p>③ 繰越欠損金は奄美基金独自で保証・融資業務を長年の蓄積であるとともに、地元に着した政策金融の役割を果たしてきた結果であると判断される。 独法後における奄美基金における重要なことは、業務の効率化や高度化により、これを低減する努力を継続して行うことが重要と認識している。 その際、奄美群島振興開発の実施を支える政策金融としての奄美基金の役割を踏まえ、群島民に対するサービスの質のさらなる向上に向けた努力も引き続き行くことを提言するものである。</p>